

# 平成 29 年度 第 1 回青少年愛護審議会愛護部会 次第

日時：平成 29 年 10 月 11 日（水）14:00～

場所：兵庫県民会館 7 階 亀の間

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| (1) 有害興行指定について（報告）        | 資料 1 |
| (2) 青少年愛護条例の改正について（協議）    |      |
| ① JKビジネス営業に対する規制          | 資料 2 |
| ② インターネット上の有害情報等からの青少年の保護 | 資料 3 |
| ③ 青少年愛護条例の改正について（改正骨子案）   | 資料 4 |

## 4 閉 会

（参考資料）

- 兵庫県青少年愛護条例
- 兵庫県青少年愛護条例施行規則
- 兵庫県青少年愛護審議会規則
- 兵庫県青少年愛護審議会運営規程
- 青少年愛護条例のあらまし

平成29年度 青少年愛護審議会愛護部会 名簿

(委員50音順、敬称略)

出欠	氏 名	役 職 名
○	内 海 陽 子	弁護士
	北 村 信 雄	兵庫県PTA協議会専務理事
○	小 石 ま き	生活衛生同業組合兵庫県興行協会理事・事務局長
○	小 林 剛	県立神出学園長、武庫川女子大学大学院名誉教授
○	中 島 良 太	兵庫県書店商業組合理事長
	能 島 裕 介	特定非営利活動法人ブレックコミュニティ理事長
○	野々山 久 也	甲南大学名誉教授
○	林 祝 雄	兵庫県青少年補導委員連合会会長
○	藤 井 康 弘	兵庫県中学校長会副会長
○	矢 橋 康 雄	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長

(幹事)

坪 井 麻友美	神戸地方検察庁検事(少年係) (代理) 検事
林 俊 道	兵庫県警察本部生活安全部少年育成課長 (代理) 環境対策係課長補佐
稲 次 一 彦	兵庫県教育委員会事務局義務教育課長 (代理) 副課長
	兵庫県教育委員会事務局高校教育課長 (代理) 副課長
阿 部 浩 士	兵庫県教育委員会事務局人権教育課長 (代理) 主任指導主事兼指導・事業班主幹
日 比 聡	神戸市教育委員会事務局学校教育部学校教育課長

(オブザーバー)

武 久 真 也	兵庫県教育委員会事務局教育企画課長 (代理) 指導主事
坂 本 好 也	公益財団法人兵庫県青少年本部業務執行理事

(事務局)

山 口 最 丈	兵庫県政策創生部長
有 本 方 子	兵庫県企画県民部女性青少年局長
市 村 高 子	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長
吉 村 興 二	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課副課長
松 本 佳 崇	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課青少年指導班長

青少年愛護審議会愛護部会資料

## 有害興行（映画）の指定

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

青 第 1185 号  
平成 29 年 10 月 11 日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第 25 条第 1 項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙  
のとおり指定しましたので、同条例第 25 条第 2 項の規定により報告します。

### 有害興行の指定状況

区 分	指 定 状 況	指 定 数
		平成28年11月30日～平成29年10月3日
第11条(指定)	興 行 ( 映 画 )	55本

**有害興行(映画)の指定一覧表**  
(平成28年11月30日～平成29年10月3日)

資料1-2

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	オーピー映画	映画	こくまるオッパイ かきまぜられた私	平成28年12月27日
2	新東宝映画	映画	ワレメの誘惑 あそこの具合	平成28年12月27日
3	オーピー映画	映画	未亡人下宿？ 谷間も貸します	平成28年12月27日
4	オーピー映画	映画	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	平成28年12月27日
5	オーピー映画	映画	アルティメットマスターベーション しごきの山	平成28年12月27日
6	新東宝映画	映画	私の妻を抱いてください	平成29年1月31日
7	オーピー映画	映画	痴漢電車 マン淫夢ごこち	平成29年1月31日
8	オーピー映画	映画	寸止めスナックめす酒場	平成29年1月31日
9	松竹	映画	マタドール (原題) MATADOR	平成29年1月31日
10	松竹	映画	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES	平成29年1月31日
11	新東宝映画	映画	野獣の性欲Ⅱ 淫らに美しく	平成29年2月28日
12	オーピー映画	映画	来訪者 X 痴女遊戯	平成29年2月28日
13	オーピー映画	映画	結婚前夜 やさしく挿れて	平成29年2月28日
14	オーピー映画	映画	ぐしょ濡れ女神は今日もイク!	平成29年2月28日
15	新東宝映画	映画	欲情旅館 したけりゃおいで	平成29年3月28日
16	オーピー映画	映画	大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し!	平成29年3月28日
17	伊藤希紗	映画	覚めない夢	平成29年3月28日
18	オーピー映画	映画	性春リバーサイド ふたりにイこう	平成29年2月28日
19	東宝東和	映画	フィフティ・シェイズ・ダーカー (原題) FIFTY SHADES DARKER	平成29年3月28日
20	オーピー映画	映画	レンタル女子大生 肉欲延滞中	平成29年4月28日
21	東映	映画	痴漢女教師	平成29年4月28日
22	新東宝映画	映画	とってもやりたい男と女 背徳の肉体	平成29年4月28日
23	オーピー映画	映画	熟女ヴァージン 揉まれて港町	平成29年4月28日

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
24	東映	映画	残虐SEX恥かしめ	平成29年4月28日
25	オーピー映画	映画	性器の大実験 発電しびれ腰	平成29年4月28日
26	オーピー映画	映画	ハミ尻ダンプ姐さん キンタマ汁、積荷違反	平成29年4月28日
27	オーピー映画	映画	股間の純真 ポロリとつながる	平成29年4月28日
28	新日本映像	映画	おばちゃんの姫事 巨乳妻と変態妻なら?	平成29年4月28日
29	プレシディオ	映画	ドッグ・イート・ドッグ (原題) DOG EAT DOG	平成29年4月28日
30	オーピー映画	映画	揉んで揉乳～む(もんでもにゅ～む) 萌えっ娘魔界へ行く	平成29年5月30日
31	新東宝映画	映画	若妻乱熟 スワップでいきまくり	平成29年5月30日
32	オーピー映画	映画	ももいろ絵本 イッてみよう、ヤッてみよう!	平成29年5月30日
33	オーピー映画	映画	疑心乱交 闇夜にうごめく雌尻	平成29年5月30日
34	オーピー映画	映画	愛憎の嵐 引き裂かれた白下着	平成29年5月30日
35	新日本映像	映画	ニッポン色合戦 初物食いの奥さんたち	平成29年6月27日
36	新日本映像	映画	密室タクシー 汚された聖女たち	平成29年6月27日
37	オーピー映画	映画	W不倫 寝取られ妻と小悪魔娘	平成29年6月27日
38	シンカ	映画	アンダー・ハー・マウス (原題) BELOW HER MOUTH	平成29年6月27日
39	オーピー映画	映画	ほくろの女は夜濡れる	平成29年8月1日
40	オーピー映画	映画	妻たちの宴 不倫痴態	平成29年8月1日
41	新東宝映画	映画	下半身警備 あの名器を守れ	平成29年8月1日
42	オーピー映画	映画	ピンク・ゾーン 地球に落ちてきた裸女	平成29年8月1日
43	新日本映像	映画	ドクター 姫尻にかけて	平成29年8月1日
44	オーピー映画	映画	湯けむり おっばい注意報	平成29年8月1日
45	新日本映像	映画	大阪裏風俗 あんなん、こんなん!	平成29年8月1日
46	オーピー映画	映画	オレとアイツの集金旅行	平成29年8月1日
47	緑鉄	映画	私は絶対許さない	平成29年8月29日

番号	制作(配給)会社	種別	興行の題名	指定年月日
48	新東宝映画	映画	喪服の義母 敏感な乳房	平成29年8月29日
49	オーピー映画	映画	日本夜伽話 パコってめでたし	平成29年8月29日
50	オーピー映画	映画	女 ゆうれい 美乳の怨み	平成29年8月29日
51	オーピー映画	映画	絶倫謝肉祭(カーニバル) 奥まで突いて!	平成29年8月29日
52	新東宝映画	映画	熟女6人 しびれる股間	平成29年10月3日
53	新日本映像	映画	牝教師 鬨ってあげる	平成29年10月3日
54	新日本映像	映画	禪熟女 私の秘密、見て下さい。	平成29年10月3日
55	オーピー映画	映画	悶絶上映 銀幕の巨乳	平成29年10月3日

注 番号の○印は、「著しく粗暴性または残忍性を助長するもの」及び、「著しく恐怖心を与えるもの」と認められた事により指定した。

青少年愛護審議会愛護部会資料

## JKビジネス営業に対する規制

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

## JKビジネス営業(有害役務営業)に対する規制

〈兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課〉

## JKビジネスの現状等

## ○ JKビジネスの現状

- ・女子高生（JK）など、児童の性を売り物にする営業
- ・健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- ・大都市を中心に多彩な形態で出現

## ○ JKビジネスの種類(警察庁発表資料による分類)

リフレ (接触型)	従業員をして専ら客の身体のマッサージや添い寝、ハンドマッサージ、肩もみ、体を洗う等のサービスや、体を触らせるサービスを提供する形態の営業
散歩 (同伴型)	従業員をして専ら客にデート等のサービスを提供する形態の営業
見学・作業所・撮影 (鑑賞型)	直接又はマジックミラー越しに従業員の姿態を見せるサービスを提供する形態の営業
※愛知県は見学・作業所と撮影を別形態としている	従業員が折り紙やアクセサリー作り等の作業をしている姿態を見せるサービスを提供する形態の営業
	個室又は屋外等において、主に従業員の姿態を撮影させるサービスを提供する形態の営業
コミュ (接待型)	従業員をして会話等のサービスを提供する形態の営業(会話、占い、カウンセリング、ゲーム等及びこれらを複合した営業)
喫茶 (飲食遊興型)	設備を設けて客に飲食をさせる営業で、カウンター席やテーブル席を設置した店内において、飲食物(酒類を含む)等を提供する形態の営業
ガールズ居酒屋	設備を設けて客に飲食させる営業で従業員に水着、下着、制服、体操着等を着用させ、パフォーマンスつきでメニュー注文を受けさせたり、酒肴を運んだ際に客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業
ガールズバー	設備を設けて客に飲食させる営業で、カウンター席が設置され、従業員に水着、下着、制服、体操着等を着用させ、カウンター越しに接客して酒類等を提供するショットバー形態の営業

## ○ 現行法による規制

- ・労働基準法(年少者の使用制限)  
深夜労働(午後10時～午前5時)の禁止、時間外労働、休日労働の禁止
- ・風俗営業適正化法(風俗営業、性風俗特殊営業の青少年に関する禁止行為)  
18歳未満の者に客の接待をさせること、午後10時～午前6時に18歳未満の者を客に接する業務に従事させることを禁止  
18歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止
- ・児童福祉法(児童に淫行させる行為の禁止)

※JKビジネス店は、「接待」や「性的サービス」を謳っておらず「マッサージ」や「飲食店」等として営業しているため、風営法上の「風俗営業」「性風俗特殊営業」等に該当せず、労働基準法に違反しない範囲で、18歳未満の就業が可能。

しかし、実際は「裏オプション」等と称して、営業者の了解又は指示の下、性的なサービスが行われたり、児童買春を助長させるなど大きな問題を含んでおり、早急な対策が必要。

	5時～17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時～5時
18歳	JKビジネス稼働可能							
17歳								
16歳	JKビジネス稼働不可							
15歳 4/1～								
15歳 ～3/31								
14歳								
13歳								

## ○ 県内の状況

- ・県内で、JKビジネスを謳っている店舗は確認されていないが、「添い寝」「お散歩」「耳かき」等の店舗は存在。
- ・大阪では検挙事例もあり、県内への流入の危険性あり。
- ・現状では法令に基づく立入が実施できず、実態の把握が困難。

⇒ 立入権限を含む条例改正が必要

## 条例改正の方向性(案)

## ○ 改正の目的 有害な営業からの青少年の保護

## ○ 規制対象とする営業

## ※ 店舗型有害役務営業

- ・店舗で、従業員が専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業  
【対象となる具体的な営業…リフレ】
- ・店舗で、従業員が専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業  
【対象となる具体的な営業…見学、作業所、撮影】
- ・店舗で、従業員が専ら異性客に同伴し、遊興させる営業  
【対象となる具体的な営業…コミュ】
- ・飲食店のうち、従業員が客の性的感情を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの  
【対象となる具体的な営業…喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】

## ※ 無店舗型有害役務営業

- ・従業員を派遣し、専ら異性客の体に接触するサービスを提供する営業  
【対象となる具体的な営業…派遣型リフレ】
- ・従業員を派遣し、専ら異性客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せる営業  
【対象となる具体的な営業…派遣型見学、派遣型撮影】
- ・従業員を派遣し、専ら異性客に同伴し、遊興させる営業  
【対象となる具体的な営業…散歩、派遣型コミュ】

いずれについても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業に該当する営業を除く。

## ○ 有害役務営業の禁止行為

- ・青少年に客に接する業務に従事させること
- ・青少年を営業所に客として立ち入らせること(店舗型)
- ・青少年を客とすること(無店舗型)
- ・青少年に対して客となるように勧誘すること
- ・青少年に対して客に接する業務に従事するよう勧誘すること
- ・青少年に対して広告文書等を配布すること
- ・客となるよう青少年に勧誘させること
- ・客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること
- ・広告文書等を青少年に配布させること

## ○ 有害役務営業の義務

- ・広告宣伝物への青少年立入禁止の明示
- ・青少年立入禁止掲示(店舗型有害役務営業)
- ・従業員名簿の備付け

## ○ 違反行為に対する罰則、営業停止命令を規定

## ○ 青少年がJKビジネスに関わらない社会づくり

全ての人が、青少年が有害役務営業に関わることがないよう指導を講ずる努力義務を規定

## ○ 有害役務営業の営業所、事務所に対する立入調査を規定

## 愛知県

○方法 青少年保護育成条例の改正（H27.7.1施行）

○目的 青少年の健全育成を阻害する行為を防止し、青少年を保護する

○対象となる営業の定義等

有害役務営業

- ・JKビジネスの営業形態を包括的に「有害役務営業」と定義
- ・有害役務営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・風営法上の規制営業（風俗営業、性風俗特殊営業等）も対象

- 【リフレ、散歩、コミュ】  
専ら異性の客に対してサービスを提供するもの（衣服の規定は設けず）  
※リフレは個室に限る
- 【撮影、見学クラブ、喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】  
対象となる衣服を条例で限定列挙し、その他の対象となる衣服については解釈で示している。
- ・性的好奇心をそそる、水着、制服等
  - ・着衣内の下着を客が見ることができるもの
- を条例に明記
- 解釈で、「下着、胸元を大きく開いた衣服、露出が著しく高い、胸部・臀部・陰部を著しく強調した規格のメイド服、下着をのぞき見できるなどの外形・外観等のほか、サービスの態様から判断する」等と示している。

## 東京都

○方法 特化条例「特定異性接客営業等の規制に関する条例」（警視庁所管）の新設（H29.7.1施行）

○目的 JKビジネスに対する必要な規制、青少年の健全育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害の防止

○対象となる営業の定義等

特定異性接客営業

- ・全てのJKビジネスの形態について「専ら異性を対象」「青少年に関する性的好奇心をそそる」に加え、
  - ・青少年の従業員がいることを明示
  - ・連想させる文字等を使用
  - ・制服（学校教育法上の学校で使用する制服、体操服）を着用のいずれかの条件に該当する営業を「特定異性接客営業」と定義
- ・特定異性接客営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・届出制の採用
  - ・風営法上の規制営業は対象から除く

特定衣類着用飲食店営業

- ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者が、水着、下着を着用することによって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの
- ・届出は必要としない
- ・風営法上の規制営業は対象から除く

青少年の従業員がいることを連想させる文字の例  
JK、15歳～18歳、高1～高3、インターハイ、セーラー服、体操服、スクール、テスト、ブルマ、学園、教室、生徒、先生、部活 等

## 神奈川県（現在検討中・パブリックコメント終了）

○方法 青少年保護育成条例の改正

○目的 青少年を取巻く社会環境の整備の促進、健全育成を阻害する行為の防止、青少年の健全育成

○対象となる営業の定義等

有害役務営業

- ・JKビジネスの営業形態を包括的に「有害役務営業」と定義
- ・有害役務営業を店舗型と無店舗型に分類
- ・風営法上の規制営業を対象とするかは不明

- 【リフレ、散歩、コミュ】  
専ら異性客に対してサービスを提供するもの
- 【撮影、見学クラブ】  
専ら異性の客に対し性的感情を刺激する姿態等を見せるもの
- 【喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー】  
飲食店のうち、従業員が客の性的好奇心を刺激する衣類を着用するもの、又は、青少年が接客することを連想させる広告等を使用若しくは衣類を着用し、かつ従業員に専ら異性客を接客させるもの  
※衣類の限定方法、罰則については検討中

### 禁止行為、義務及び罰則

	愛知県青少年保護育成条例	東京都特定異性接客営業等の規制に関する条例	
禁止行為	青少年に客に接する業務に従事させること	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役
	青少年を営業所に客として立ち入らせること（店舗型）	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役	6月以下の懲役 又は50万円以下の懲役
	青少年を客とすること（無店舗型）	罰則なし	罰則なし
	青少年に客に接する業務に従事するよう勧誘すること	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
	青少年に客となるよう勧誘すること		30万円以下の罰金
	青少年に客に接する業務に従事するよう勧誘させること		30万円以下の罰金
	青少年に客となるよう勧誘させること		30万円以下の罰金
	青少年への広告文書等（ビラ）を配布すること 青少年に広告文書等（ビラ）を配布させること	30万円以下の罰金	罰則なし 罰則なし
義務	従業員名簿備付け義務違反	30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
	広告宣伝物への青少年立入禁止の明示義務違反	罰則なし	
	青少年立入禁止掲示義務違反	罰則なし	
	届出義務違反		30万円以下の罰金
営業停止命令	知事による営業停止命令違反（愛知県） 公安委員会命令違反（東京都）	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
	その他	報告・立入調査	10万円以下の罰金
年齢知情		免除なし（過失がない場合を除く）	免除なし（過失がない場合を除く）

# JKビジネス関連検挙状況

## 1 大阪府警の検挙状況（大阪府警発表）

### （1）元風俗店経営者等による児童福祉法違反事件（平成 29 年）

女子高校生による観光案内を装った風俗店に児童（当時 17 歳）を雇い入れ、男性客に引き合わせてみだらな行為をさせた元風俗店経営者と元従業員を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

また、同店の経営を引き継いだ元営業者と元従業員を、別の児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせてみだらな行為をさせたとして児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

### （2）飲食店従業員による労働基準法違反事件（平成 29 年）

ガールズバーで児童（当時 14 歳）を働かせ、客引き行為をさせるなどした飲食店従業員を労働基準法違反（最低年齢）で検挙。

ガールズバーで児童（当時 15 歳）を働かせ、深夜に客引き等の業務に従事させるなどした飲食店経営者等の男性 6 人を労働基準法違反（深夜業）で検挙。

### （3）風俗店経営者等による児童福祉法違反等事件（平成 28 年）

学生によるカウンセリング店を装った風俗店を経営し、雇い入れた児童（当時 17 歳）を男性客に引き合わせ、みだらな行為をさせた風俗店経営者等 2 人を児童福祉法違反（淫行させる行為）等で検挙。

### （4）元経営者男性らによる児童福祉法違反等事件（平成 26 年）

通称「JKリフレ店」において、女子高校生に対し男性客を引き合わせ、みだらな行為を行わせた元経営者の男性らを児童福祉法違反（淫行させる行為）、売春防止法違反（周旋等）及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春周旋）で検挙。

## 2 その他の都道府県の昨今の検挙状況（警察庁発表）

### （1）JKビジネス店店長による児童福祉法違反事件（警視庁）

平成 28 年 12 月、JKビジネス店店長としての立場を利用し、従業員として雇用していた女子高校生（当時 16 歳）に、同店内で自己を相手にわいせつな行為をさせた男性を児童福祉法違反（淫行させる行為）で検挙。

### （2）マッサージ店元経営者らによる児童福祉法違反事件（神奈川）

平成 28 年 8 月、女子小学生（当時 12 歳）をマッサージ嬢として雇用し、出勤中の外出を禁止して下着姿で男性客にマッサージをさせたとして、マッサージ店元経営者の男性らを児童福祉法違反（有害支配）で検挙。

青少年愛護審議会愛護部会資料

インターネット上の有害情報等からの青少年の保護  
(青少年インターネット環境整備法改正に伴う対応)

平成29年10月11日

兵庫県青少年課

### 青少年愛護条例(H21. 7. 1~)

○ 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧措置(第24条の4)

【保護者の義務】

- 原則フィルタリング利用義務  
(正当な理由がある場合は、利用しない旨の申出が可能)
- フィルタリングを利用しない旨の申出をするときは、規則で定められた理由を記載した書面を事業者に提出する義務

「規則で定める正当な理由」(青少年愛護条例施行規則第12条第1項)

- ① 青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで業務に著しい支障を生ずる
- ② 青少年が障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリング・サービスを利用することで日常生活に著しい支障を生ずる
- ③ 保護者が、利用状況を閲覧すること等により、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする

【事業者の義務】

- フィルタリング説明義務、説明書交付義務
- 保護者から提出を受けた申出書の保存義務

「規則で定める説明内容」(施行規則第14条第1項)

- ① 携帯電話接続業務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること
- ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- ③ 事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
- ④ 保護者が、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合は、正当な理由が必要であること

【勧告・公表規定等】

- 知事は、フィルタリング・サービスを利用しない契約をした保護者に対し、インターネットの利用が適切に行われているか、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
- 知事は、事業者が規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 知事は、事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 青少年インターネット環境整備法(H29. 6. 23公布)

○ 改正の概要

法制定当時(平成20年)には想定していなかったツール(スマートフォン、アプリ、公衆無線LANなど)の出現により、フィルタリング利用率が低下したことにより、新たなツールに対応した法改正が必要となった。

「携帯電話インターネット接続業務」の定義の変更

「携帯電話」だけでなく、携帯電話回線を利用するスマートフォン、タブレット等が含まれることを明確化

事業者とその代理店に「フィルタリング説明」等の義務を新設

携帯電話インターネット接続業務提供事業者とその契約代理店に、  
・ 青少年確認 ・ フィルタリング説明 ・ フィルタリング有効化措置を義務化

フィルタリングに関する説明内容は、  
・ 青少年有害情報を閲覧するおそれ  
・ フィルタリング(フィルタリング有効化措置)の必要性・内容 の2点

※フィルタリング有効化措置義務は、携帯電話回線と併せて販売される携帯電話端末等  
※フィルタリング有効化措置は、フィルタリングウェアのインストール・設定(アプリの機能制限に関するOSの設定を含む)等  
※フィルタリング有効化措置は、保護者が希望しない場合は除く

製造事業者のフィルタリング容易化措置義務の対象機器を拡大

インターネット接続機器製造事業者のフィルタリングソフトウェアのプリンストール等のフィルタリング利用容易化措置義務の対象機器に、携帯電話・PHSを追加。

OS開発事業者の努力義務の新設

OS開発事業者に、フィルタリング利用の容易化措置が円滑に講ぜられるようにOSを開発することを義務化

### 条例改正(規則を含む)の方向性

法改正を受けた条例改正

○ 規制の対象の明確化

改正法では、義務の対象が携帯電話事業者だけでなく、その契約代理店にも広げられることに伴い、条例上の義務も同様に拡大。  
⇒契約代理店の義務も明確になり、指導、立入が実施しやすくなる。

○ フィルタリング説明事項の調整

改正法で、携帯電話事業者及び契約代理店に課されるフィルタリング説明義務の内容が、条例施行規則に定める説明内容と重複する。

※改正法の説明義務内容  
・ 有害情報閲覧のおそれ ・ フィルタリングの必要性・内容 の2点  
⇒本県条例施行規則で定めた説明内容の①、③と重複するが、これらについては、法律の該当条項を条例に記載し、重複しない②、④と共に条例でも説明を求める。

○ フィルタリング有効化措置を希望しない場合の正当な理由及びその申出書に関する規定を新設

改正法では、事業者及び契約代理店に、「フィルタリング有効化措置」が義務付けられるが、「保護者が希望しない場合を除く」旨の除外規定あり。  
⇒フィルタリング有効化措置を保護者が安易に「希望しない」とすることがないよう対策が必要  
⇒保護者が、フィルタリング有効化措置を希望しない「正当な理由」の検討  
「保護者が、フィルタリングに関する十分な知識を有しており、自ら設定が可能」が唯一考えられる理由  
⇒保護者の申出書の提出、事業者の申出書の保存を義務付け

課題を受けた条例改正

○ フィルタリング説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加(全国初)

ネット依存や、ネットを通じた犯罪被害から青少年を守るためには、ネット利用のルールづくりが不可欠であるが、ルールづくりを浸透させるため、契約時の説明事項に追加。

### 問題点・現状

○ MVNO(いわゆる格安スマホ)対策

現行法令では、MVNOが規制の対象となる明確な根拠がなく、MVNOに対する調査・指導等は実施していない。  
しかし、MVNOはシェアを拡大し、県内に販売店も確認しており、早急な対策が必要。

○ 販売店の取組姿勢に差がある

本県では、携帯電話契約時のフィルタリング利用率調査を実施しているが、販売店によって、利用率に大きな差があり、販売店に対する調査・指導が必須。

○ 保護者対策

保護者が、インターネットの危険性を把握しておらず、契約の際、子供の希望により安易にフィルタリング機能の解除を申し出るケースが多い。  
保護者の意識向上に向けた取組が必須。

○ 基準(ルール)づくりの浸透

平成28年4月、条例を改正し、青少年のインターネット利用に関するルールづくりを、県内全ての人の努力義務として取組んでいるが、昨年も、ネット依存傾向にある青少年の割合が増加するなど、まだまだ浸透していない。

### 問題点の解決策

携帯電話インターネット接続業務の定義が見直され、MVNOも法規制の対象となることが明確化。  
法律の定義を引用している条例においても、MVNOが規制の対象となり、指導・立入が可能となる。

改正法により、携帯電話事業者だけでなく、契約代理店の義務が明確化されることから、今後、販売店に対する調査・指導を強化する。

改正法で新設されるフィルタリング有効化措置についても、保護者が希望しない場合は除外される規定があり、保護者による管理を法令での強制することは困難。引き続き、県民運動等で保護者対策を継続していく必要あり。

ルールづくり浸透のための県民運動の展開を引き続き強化するとともに、契約時の説明事項に「ルールづくりの必要性」を追加する。

### 今後の課題

○ 携帯電話回線を使用しない機器への対応

ネット問題の低年齢化が問題となっているが、低年齢層の青少年が使用する機器は、ゲーム機等、携帯電話回線を使用せずに、インターネットに接続できるものが多い。  
しかし、今回の改正法で、フィルタリングの説明義務や有効化措置義務が課せられるのは、携帯電話回線を使用するものに限られており、携帯電話回線を使用しないゲーム機や音楽プレーヤー、タブレット(Wi-Fiモデル)等には、フィルタリングの説明義務や有効化措置義務は及ばない。

○ 端末とSIMを別に契約するケースへの対応

事業者のフィルタリング有効化措置義務は、携帯電話回線と端末とを併せて販売する場合に限られており、端末とSIMを別に契約する場合には及ばない。  
今後、こういった販売形態が増加すると考えられるが、現状では対応が追いついていない。

○ インターネット上で携帯電話等を契約するケースへの対応

MVNOの場合、インターネット上で携帯電話を販売するケースも多いが、そういった場合は調査・指導は事実上困難。









